

給与支払報告書（個人別明細書）の記載上の注意

[illegible]

※細部については、実際の様式と若干異なりますので、ご了承ください。

記載に当たっては、「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」(国税庁ホームページ)

を参照ください。

※給与支払報告書には令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間の収入等を記載してください。

①【年度】 ⑧と記載のあるものを使用してください。

②【住所】 令和8年1月1日現在の住所（アパート、マンション名含む）を記載。

③【個人番号】、【氏名】、【受給者生年月日】
支払を受ける方の個人番号（マイナンバー）、氏名、生年月日は必ず記載。

④【摘要】
○租税条約適用の記載
技能実習生等で租税条約を適用し、所得税の免除を受けている方は「○○条約○○条該当」又は条約名等が不明であれば、「租税条約適用」と記載。
○徴収区分
住民税を特別徴収できない方については、摘要欄に必ず普通徴収と記載。普通徴収の記載がない場合は「特別徴収」とします。
○特定親族特別控除に関する記載 下記《令和8年度(令和7年分)変更点》もご参照ください。
氏名の後に「特定親族特別控除の額の区分」の表の記載に対応する数字を記載。
○前職分
前職分を含めて記載した場合は「支払者名」、「支払金額」、「社会保険料の金額」及び「源泉徴収税額」を必ず記載。
○「配偶者氏名（同配）」の記載
合計所得が1,000万円を超える方で障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者がいる場合は摘要欄に「配偶者氏名（同配）」と記載。

⑤【生命保険料の金額の内訳】

「生命保険料の控除額」欄を求める際に適用した各保険料の支払金額についてそれぞれ該当する欄に記載。

⑥【配偶者の合計所得】
令和7年中の配偶者の合計所得を記載。※収入金額ではありません。

⑦【基礎控除の見直し】（令和7、8年分の時限措置あり）
合計所得金額に応じて基礎控除額が異なります。

※給与収入金額が190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

④ ⑨ ⑩ ㊦【特定親族特別控除の創設】
居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、専従者を除く）
で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の者がいる場合に適用。

④に各人別に「特定親族特別控除の額の区分」の表の記載に対応する数字、
⑨に人数、⑩に控除額、⑪に控除対象者を記載。

⑫【扶養親族等の所得要件の見直し】
扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が 48 万円から 58 万円に上げられました。勤労学生の所得要件は 75 万円から 85 万円に引き上げられました。

⑬【16歳未満の扶養親族】
給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族の個人番号を必ず記載してください。源泉徴収票には個人番号の記載は不要です。

⑭【中途就・退職】
中途就・退職者については、該当する方に○を記載し、就職日・退職日を併せて記載。

【訂正・取消について】

給与支払報告書の提出後、給与支払金額等に訂正がある場合は、速やかに訂正の給与支払報告書を提出してください。

訂正の場合…摘要欄に「訂正」と記載し、再提出してください。

取消の場合…同じ内容の給与支払報告書の摘要欄に「取消」と記載し、再提出してください。

上記どちらの場合も、総括表を添えて提出してください。総括表の報告人員欄は、再提出時の給与支払報告書の提出人数を記載してください。

個人事業主の方へのお願い

支払者が個人事業主の場合、下記の書類で**本人確認**、**個人番号確認**及び**代理権確認**をさせていただきます。郵送の場合は書類の写し(委任状は原本)を同封してください。
e L T A Xの場合は不要です。

- (1) 支払者本人が提出する場合
 - ・ 番号確認書類 (支払者のもの)
 - ・ 本人確認書類 (支払者のもの)
- (2) 代理人 (税理士等) が提出する場合
 - ・ 番号確認書類 (支払者のもの)
 - ・ 本人確認書類 (代理人のもの)
 - ・ 代理権確認書類

※番号確認書類…個人番号カード、通知カード、
個人番号が記載された住民票

※本人確認書類…運転免許証、個人番号カード、健康保険証、年金手帳等

※代理権確認書類…税務代理権限証書、委任状

税制改正による変更点についての詳細は
国税庁ホームページ等で必ずご確認ください。

【国税庁ホームページ】
令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の
見直し等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)

